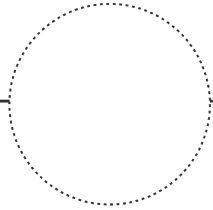


給与と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

※この届出書が不足しましたら複写してご使用ください。

受付印



記入注意

- 1 一括徴収義務
特別徴収義務者は、給与所得者が翌年1月1日から4月30日までの間に退職等によって給与の支払を受けなくなることとなった場合で、その給与所得者に対し翌年の5月31日までの間に支払われる予定の給与または退職手当等が退職した月の翌月以降に徴収されるべき月割額に相当する金額を超えるときは、未納分の月割額をその給与または退職手当等から本人からの申出に基づくことなく一括徴収しなければならぬものとされています。
- 2 「宛名番号」の欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。
- 3 「徴収予定月日」の欄には、給与の支払を受けなくなることとなる日(同日後に一括徴収の申出があったときは、その申出の日)から5月31日までの間に支払を受けるべき給与または退職手当等の額のそれぞれから徴収すべきものとして給与の支払を受けなくなる者が申し出た金額を記入してください。なお、その金額の定めがないときは、その給与または退職手当等の合計額とその給与または退職手当等のそれぞれの額との割合によってあん分した額を記入してください。
- 4 「徴収予定額」の欄には、給与の支払を受けなくなることとなる日または一括徴収の申出日から5月31日までの間に支払を受けるべき給与または退職手当等の額のそれぞれから徴収すべきものとして給与の支払を受けなくなる者が申し出た金額を記入してください。なお、その金額の定めがないときは、その給与または退職手当等の合計額とその給与または退職手当等のそれぞれの額との割合によってあん分した額を記入してください。

令和 年 月 日 (あて先) 徳島市長		個人番号又は法人番号										特別徴収義務者 指 定 番 号							
		名 称 (氏 名)		〒								担当者 氏 名							
徳島市長		所 在 地 (住 所)										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日	
		フリガナ		宛名 番号		円		円		円									
氏 名		生年月日		明・大・昭・平 年 月 日生		円		円		円		円		円		円		円	
個人番号		1月1日現在 の 住 所		徳島市		円		円		円		円		円		円		円	
現住所		給与の支払を受けなくなった後の住所		円		円		円		円		円		円		円		円	

①給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴 収 予 定			備 考	市 記 入 欄	※ 退職者の未徴収税額については、一括徴収の方法にご協力 ください。	
	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)				
1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため (月 日 申出)	●	円	円	一括徴収した 税額は 月分 (月 日 納期限) で納入します	入 力 日 入 力 確 認		
2. 異動が令和 年1月1日 以後で、特別徴収の継続の 希望がないため	●	円	円				
	●	円	円				

②新しい勤務先にて特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記入してください。 ※必ず継続先に開始月、税額等の連絡をしてください。連絡ないことが判明した場合は特別徴収の継続はできません。

右記の新勤務先へは 月割額 円を 月分から徴収 するよう連絡済です。	(特別徴収義務者) 給与支払者	(フリガナ) 名 称	〒	(フリガナ) 所 在 地	特別徴収義務者 指 定 番 号	連 絡 先 の 号 電 話 番 号
---	--------------------	---------------	---	-----------------	--------------------	----------------------

※ 届出書は徳島市ホームページからもダウンロードできます。 [<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/> →くらし・手続き→税金→個人の市・県民税→市・県民税の各種様式(特別徴収)]